

名誉会員に関する内規

- 1 本会会員にして永年、本会及び地域医療に貢献した者が、次の要件のいずれかを具備するに至った場合は、名誉会員の称号を与えることができる。
 - (1) 本会会員とし 50 年以上在籍すること
 - (2) 年齢が 80 歳を超えること
- 2 名誉会員は、理事会において選考し、その特典内容とともに決定する。
- 3 名誉会員の特典は次のとおりとする。
 - (1) 定款第 7 条に規定する会費納入義務の免除
 - (2) その他、必要に応じて理事会が定める事項
- 4 名誉会員は、終身会員とする。

ただし、名誉会員が定款第 9 条に規定する事項に該当した場合は、理事会の議決により、その称号を取り消すことができる。

名誉会長、顧問、相談役、参与推薦選考要領（内規）

（平成 6 年 3 月 23 日第 7 回理事会決定）

（平成 13 年 10 月 11 日第 8 回理事会決定）

（平成 24 年 1 月 26 日第 8 回理事会決定）

定款第 29 条に定める役職の選考は次の基準により行う。

- 第 1 条 顧問は、定款第 3 条の目的に賛同され、その事業推進に、ご協力が期待できる学職経験者とする。
- 第 2 条 相談役は、会長又は副会長の職にあった者とする。
- 第 3 条 参与は、理事又は監事の職にあつて、3 期 6 年以上功績があつた者とする。
- 第 4 条 名誉会長は、会長の職にあつた者で特に顕著な功労があつたと認められる者を理事会の決議を経て会長が委嘱することができる。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。